

入札後審査型一般競争入札における審査順位くじについて

平成26年7月1日以降に公告する愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領の適用を受ける工事入札案件（以後「工事入札案件」という。）において、開札の結果、落札候補となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者（以下「落札候補者」という。）が2者（共同企業体の場合を含む）以上である場合は、電子くじにより落札候補者として入札参加資格要件の審査（以下「事後審査」という。）を行う順位を決定することとします。

1 概要

これまで、開札（総合評価落札方式の場合は開札して評価値を算出）した結果、落札候補者が2者以上いる場合は、すべての落札候補者から入札参加資格確認のための追加資料を提出いただき、事後審査を行った上で、電子くじ又は紙くじにより落札者を決定していましたが、平成26年7月1日以降に公告する工事入札案件から、すべての落札候補者で事後審査前に電子くじを行い、事後審査を行う順位を決めた上で、第1順位となった落札候補者について事後審査を行い、審査の結果、資格が確認できた場合、落札者として決定します。

仮に、第1順位の落札候補者の入札参加資格が確認できなかった場合又は総合評価落札方式の場合で評価値が下方修正された場合は、当該候補者を落札候補者から除外し、第2順位の落札候補者の事後審査を行います。以後、落札者が決定するまでこの処理を繰り返します。

2 くじ実施から事後審査までの流れ

くじについては、開札後（総合評価落札方式の場合で評価値の疑義照会期間がある場合は、疑義照会期間終了後）に実施します。

決定した第1順位の落札候補者には、事後審査のための追加資料の提出依頼を行うので、速やかに発注機関まで提出（3MBまで電子入札システムにより提出可能）してください。

(別紙 8)

(参考：電子くじでの事後審査順位付けの手順について)

電子くじでは、次の手順で落札候補者の事後審査の順位付けを行います。

<順位付けの手順>

- (1) 電子入札者は入札書提出時に任意の3桁のくじ番号を入力する。
紙入札者は入札書に任意の3桁のくじ番号を記載して提出する。
- (2) 電子入札者は入札書の到達時刻の秒(ミリ秒単位の下3桁)を自動取得
紙入札者の場合は開札時のシステム開札時刻の秒(ミリ秒単位の下3桁)を自動取得
- (3) 開札時に電子くじ対象業者を選択し、それぞれ入札書が到達した順に、
0, 1, 2・・・と順番に番号を割り当てる。
- (4) 電子くじ対象者の(1)と(2)の数字を全て足し合わせ、電子くじ対象者数で割り、余りを求める。
- (5) (3)と(4)の番号が一致した落札候補者を第1順位とする。
- (6) 第2順位以降の落札候補者は、(5)で順位決定した者を除いて、(1)から(5)の手順を繰り返す。

(例：最高評価値者が3者の場合)

最高評価値者 (電子くじ対象者)	A社(電子)	B社(電子)	C社(紙)
くじ番号	<u>261</u>	<u>347</u>	<u>077</u>
入札書到達日時 (紙入札者は開札日時※)	1月22日 13時16分 35秒 <u>642</u>	1月22日 14時26分 35秒 <u>012</u>	1月22日 16時16分 54秒 <u>962</u>
入札書到達日時のミリ秒	<u>642</u>	<u>012</u>	<u>962</u>
くじ番号+ミリ秒数(下3桁)	903 (=261+642)	359 (=347+012)	039 (=077+962)
入札書到達の順番	0	1	<u>2</u>
合計/業者数	1301/3		
余り	<u>2</u>		
審査第1順位 決定			○
入札書到達の順番	<u>0</u>	1	—
合計/業者数	1262/2		
余り	<u>0</u>		
審査第2順位 決定	○		
審査順位結果	第2順位	第3順位	第1順位

※一括開札の場合でも、各応募者の入札書はシステムが個々に開札するため、開札日時は同時とはならない。